

盛土規制法に係る申請手数料

○ 甲府市手数料条例に基づき、許可等の申請時には手数料が必要です。

許可及び中間検査申請手数料

盛土若しくは切土をする土地の面積 又は 土石の堆積を行う土地の面積	宅地造成又は特定盛土等		土石の堆積 ^{※1}
	許可	中間検査	許可
500㎡以内	15,000 円	2,800 円	10,000 円
500㎡超 1,000㎡以内	26,000 円		13,000 円
1,000㎡超 2,000㎡以内	37,000 円	3,400 円	15,000 円
2,000㎡超 3,000㎡以内	54,000 円	3,900 円	18,000 円
3,000㎡超 5,000㎡以内	62,000 円	5,700 円	26,000 円
5,000㎡超 10,000㎡以内	85,000 円		30,000 円
10,000㎡超 20,000㎡以内	130,000 円		36,000 円
20,000㎡超 40,000㎡以内	210,000 円	11,000 円	50,000 円
40,000㎡超 70,000㎡以内	330,000 円	22,000 円	68,000 円
70,000㎡超 100,000㎡以内	460,000 円	39,000 円	100,000 円
100,000㎡超	600,000 円	57,000 円	120,000 円

※1 土石の堆積については、中間検査の対象外である。

変更許可申請手数料

申請区分	手数料の金額
盛土等に関する工事の許可の変更の区分に応じ、次のアからウに定める金額の合計額 ^{※2}	
ア 工事の設計の変更 (イのみに該当する場合を除く。)	盛土等をする土地(面積の縮小を伴う場合は縮小後の土地)の面積区分に応じ、許可申請手数料の10分の1の額
イ 許可区域への新たな編入	新たに編入された盛土等をする土地の面積区分に応じ、許可申請手数料の金額と同一の金額
ウ その他の変更	10,000 円

※2 合計額の上限は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は600,000円、土石の堆積に関する工事の場合は120,000円とする。

その他の手数料

項 目	手数料の金額
盛土規制法に適合していることの証明書の交付	300 円

お問い合わせ先

甲府市役所 産業部 農林振興室 林政課

TEL : 055-298-4837